

(様式第4号)

## 上田市行財政改革推進委員会 会議概要

1	審議会名	上田市行財政改革推進委員会(第2部会)
2	日 時	平成19年10月26日(金) 午後2時から午後3時20分まで
3	会 場	上田市役所 南庁舎 5階 第3会議室
4	出席者	小池会長、久保木部会長、田口副部会長、三井副部会長、鬼頭委員、米津委員 【欠席】小宮山委員、高橋委員
5	市側出席者	金子行政改革推進室長、宮沢室長補佐、平田主任
6	公開・非公開等の別	公開
7	傍聴者	0人 記者 1人
8	会議概要作成年月日	平成19年10月30日

協 議 事 項 等

- 1 開 会(金子室長)
- 2 あいさつ(久保木部会長)  
3回目の部会ということで、答申案をまとめて行きたいので、よろしく願います。
- 3 協議事項
  - (1) 議題の概要
    - ア 前回の会議録について
    - イ 経営見直しの検討
    - ウ 次回以降の予定について
  - (2) 審議概要
    - ア 前回の会議録について  
(事務局) 内容を確認していただき、誤字・脱字、修正等あれば、事務局まで連絡いただきたい。
    - イ 経営見直しの検討  
(部会長) 事務局から、答申案作成の経緯について説明願いたい。  
(事務局) 答申に当って、第1部会との整合を図るため、検討シートの様式を統一させていただいた。シートの構成は、長期的視点での方向性を示した「施設のあるべき姿」、中期的視点で方向性を示した「当面の施設経営の方向性」、すぐ取り組むべきこととして「至急取り組むべき経営改善策」の3つで構成されており、それぞれの項目で方針、課題、解決方法を記入するようにした。なお、各シートの文言については、部会長に直接記入していただいた。  
(部会長) それでは、部会長案について説明させていただきます。  
農業バイオセンターは、育苗部門については、民間に委託することとし、希少種の保存を行う研究部門については、市の業務として、継続して実施することとしています。  
課題としては、研究部門を継続するには、専門知識を持った後継者が必要となることが上げられる。バイオセンターについて、何か意見等ありますか。  
(委 員) 研究部門について、存続を考えた場合、業務を民間に委ねるということできないか。民間事業者が持つノウハウと、農家との繋がり等を活用できないか。  
(委 員) 直接確認したわけではないが、民間事業者が研究部門を引き受けることはないと思う。  
(委 員) 審議会としては、行財政改革の観点から、可能性があるものについては、答申に含めていくべきであると思われる。  
(委 員) コスト削減の面から、委託するのであれば2つの業務を一括して出した方が良いと思う。  
(委 員) 研究部門では、具体的にどのような研究を行っているのか。

(委員) 研究という言葉は、慣例的に使われている言葉で、実際に行っているのは、希少植物の保存や、地域固有植物(山口大根など)の純系保存という業務であるため、答申案にある研究部門という表現は使わないほうが良いのではないかと。

(部会長) 慣例的に使われていた「研究部門」について、業務内容を明らかにすることは必要。業務内容を明らかにした上で、今後どうしていくのかを検討しなければならない。希少種の保存はいつごろから行っているのか。

(事務局) 設立当初は、スターチスやトルコギキョウの開発に重点を置いていたが、時代の移り変わりにより、ここ数年は希少種の保存事業に取り組んでいる。

(部会長) 研究部門については、今後、市としてどういった業務を行っていくべきかを明らかにした上で、民間委託を含めて検討していくということで答申案としたい。

(委員) 廃止という選択肢も入れておいたほうが良いと思う。

(部会長) 次に、アクアプラザについてご意見をいただきたい。

案としては、受益者負担が可能な施設であるが、市民の健康増進のために、安価な料金で利用できる施設として市民に親しまれている状況から、指定管理者制度により施設経営を行っていくこととした。しかし、毎年多額の資金が投入されている状況があるため、抜本的な経営の見直しが必要であり、明確な経営の数値目標を定め、競争による指定管理者の選定を行い、民間事業者のノウハウを積極的に取り入れる。

至急取り組むべき経営改善策については、指定管理者自らが目標を掲げて経営改革を行い、サービスの向上と経費削減を図るとともに、増収策についても検討していくこととし、具体的には、利用料金制を導入し、指定管理者のインセンティブを働かせ、年間利用券の値上げや半年券の発行、施設の維持経費を削減するため、25mプールの可動床の固定化を項目として盛り込んでいる。

(委員) 今まで保守業務は、指定管理者とは別に委託業務としてきたが、これらの保守業務を一括して指定管理者にお願いすることで、経費削減に効果があると思う。部会長案に賛成。

(部会長) 次に、鹿月荘、クアハウス鹿教湯2つをまとめて説明したい。

施設のあるべき姿としては、今後策定される観光ビジョンに沿った形で案を出す必要がある。また一体の建物であることから、2施設を一括して、競争による指定管理者の選定を行い、観光ビジョンに対応することとした。

当面の施設経営の方向性については、観光戦略の中で、市、地元住民、鹿教湯病院、観光協会、大学等との連携のもと、施設の位置付けを明確にし、活用方法を探る必要がある。また、地域性を考え、指定管理者選定時の条件についても検討する必要がある。

課題としては、民間事業者が指定管理者になった場合、これまで施設で働いていた職員の雇用問題が生じるため、公募の条件として職員の雇用についても検討することとした。

(事務局) 事務局からの提案として、施設の広告宣伝について、前回までの会議で多くの委員から意見が出ているため、広告宣伝の充実という項目を付け加えさせていただきたい。

(委員) 前回までの会議では、「観光振興」と「健康増進」という2つのコンセプトで話していたと思うが、今回の案では、健康増進の表現が影を潜めてしまっているがどうか。

(部会長) 施設のあるべき姿の中で、健康づくり大学の実施と触れているとおり、鹿教湯を売り出すには「健康増進」は欠かせないと思う。

(委員) 指定管理者を選定した後、経営状況の悪化などにより、指定管理者が撤退した場合などの取扱いはどうなるのか。

(事務局) 全国的にも数件そういった事例があるが、まずは、選定の際に、応募者の経営状況などを精査し、施設経営を十分にやっつけられるという判断ができなければ、指定管理者に指定しない方針で考えている。

(委員) 指定管理料については、募集時に市で金額を提示しているのか。

(事務局) 指定管理者の募集時に、仕様書において、指定管理料の上限を示しており、応募者は提示額の範囲内で予算を組むことになる。指定管理者の選定に当っては、単に金額による選定を行うのではなく、安定した経営が可能かどうかなど、総合的に判断して決定される。

(委員) 指定管理期間中に指定管理料の変更は可能か。

(事務局) 基本的には不可。ただし、事業者の責めに寄らない原因(景気の変動など)によって、やむを得ず変更が必要になった場合には額の変更はあり得る。

(部会長) 次に雲溪荘について説明したい。

施設のあるべき姿としては、武石地域唯一の温泉宿泊施設であり、地域振興に対する施設の必要性を考える必要があることから、鹿教湯地域と同様に観光ビジョンにおける位置付けを明確にして、民間事業者を含めた指定管理者として継続していく方針である。

また、場合によっては、鹿月荘など一括して指定管理者を募集することもトータルコスト削減につながると思う。

当面の施設経営の方向性としては、民間事業者が指定管理者になった場合の、公社職員の雇用問題が挙げられる。

至急取り組むべき経営改善策としては、指定管理者自ら数値目標を掲げ、施設経営に取り組むことと、広告宣伝活動を充実させ、積極的に利用促進を図ることを記載した。

(委員) 現在、武石地域住民限定で配布されている利用補助券については、地域間の不公平を解消する上でも、全市に広げるか、廃止するかどちらかにしたほうが良いと思う。

(委員) 利用補助券を廃止する場合、議会の承認は必要なのか。

(事務局) 議会の承認は必要ない。しかし、地域協議会に意見を聞かなければならないと思う。

(委員) 総合的に判断すると、一番の目的は利用者の増加であることから、上田市民に施設をもっと利用してもらうため、利用補助券の配布範囲を全市に広げることが良いと思う。

(委員) 鹿月荘についても、利用者増の目的を達成するため、雲溪荘と同じように利用補助券を発行してもよいのではないか。

(委員) どうしても地域にこだわった利用補助券を発行する場合は、地域自治センター独自の予算の中で実施するべきである。

(部会長) 最後に、番所ヶ原スキー場についてお伺いしたい。

施設のあるべき姿としては、練馬区の少年自然の家に来る小中学生たちの利用がほとんどであることから、練馬区の指定管理者選定の経過を見る必要がある。スキー場の運営は練馬区の施設の指定管理者が行うことが理想である。そうしたことから、次回の指定管理者募集時には、練馬区の動向を注視していく必要がある。その結果として、指定管理者を公募するかしないかの決断を行うことが妥当であると考えられる。

本日の結果をまとめて、部会としての答申案とさせていただきたい。

ウ 次回以降の日程について

【次回】(全体会)

日時 平成19年11月6日(火) 午後2時から午後4時まで

場所 上田市役所 南庁舎 5階 第3会議室

【次々回】(全体会) 11月6日にまとまらなかった場合

日時 平成19年11月20日(火) 午後2時から午後4時まで

場所 丸子地域自治センター 3階 第1会議室

\* 会議概要は原則として公開します。会議終了後、1週間以内に行政改革推進室へ提出してください。

\* 非公開及び一部非公開としたものについては、その理由を記載してください。